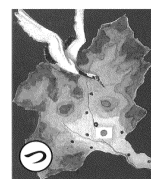




県 紋 章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 7 月 2 6 日 (金) 第 9 7 1 8 号

目 次

ページ

告 示

○免税証の無効 (税務課)	2
○特定計量器の定期検査の実施 (産業政策課)	2
○道路の区域変更 (道路管理課)	3
○同	3
○道路の供用開始 (同)	4
○同	4
○同	4
○電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同)	5
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部を改正する告示 (同)	5
○車両制限令第3条第4項の規定による指定 (同)	6

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請 (県民生活課)	6
○同	7
○同	7
○同	8
○土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)	8

雑 報

○平成30年度群馬県市町村職員共済組合の決算の要旨 (市町村課)	8
----------------------------------	---

公安委員会規則

○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通規制課)	10
---------------------------------	----

入 札 公 告

○一般競争入札の実施 (小児医療センター)	11
○同 (警察本部会計課)	14

■ 告 示

◎群馬県告示第80号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

免税証の種類	業種	記番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
100リットル券	農業	G01902354～ G01902357	4枚	平成31年3月31日から令和2年2月29日まで	前橋市荒子町338-3 全国農業協同組合連合会 荒砥給油所	前橋行政 県税事務所	令和元年6月16日

◎群馬県告示第81号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 沼田市及び利根郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和元年9月2日	午前10時～午後3時	片品村文化センター
令和元年9月3日	午前10時～午後3時	川場村保健センター
令和元年9月5日	午前10時～正午	昭和村社会体育館
	午後1時～午後3時	昭和村保健センター
令和元年9月6日	午前10時～午後3時	みなかみ町水上支所
令和元年9月10日	午前10時～午後3時	みなかみ町新治支所
令和元年9月11日	午前10時～午後3時	みなかみ町中央公民館
令和元年9月17日	午前10時～午後3時	沼田市白沢支所車庫
令和元年9月19日	午前10時～午後3時	沼田市利根支所車庫
令和元年9月20日	午前10時～午後3時	沼田市薄根公民館

令和元年9月25日	午前10時～午後3時	利根沼田文化会館小ホール入口
令和元年9月26日	午前10時～午後3時	利根沼田文化会館小ホール入口
令和元年9月30日	午前10時～午後3時	沼田市利南公民館
令和元年10月1日	午前10時～午後3時	沼田市川田公民館
令和元年10月3日	午前10時～午後3時	沼田市池田公民館
令和元年10月4日	午前10時～午後3時	沼田市池田公民館
令和元年10月7日	午前10時～午後3時	沼田市立図書館駐車場
令和元年10月8日	午前10時～午後3時	利根沼田農業協同組合沼田青果物集荷所
令和元年10月10日	午前10時～午後3時	利根沼田文化会館小ホール入口

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	竜舞山前停車場線	太田市矢場新町239番地先から同市同235番の6地先まで	前	10.5～13.0	30.0
			後	10.5	30.0

◎群馬県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下仁田上野線	甘楽郡下仁田町大字宮室字道常159番の1地先から同郡同町大字同字青木191番の1地先まで	前	6.9~18.0	333.8
			後	7.9~27.2	333.8

## ◎群馬県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	佐波郡玉村町大字下之宮字宮西12番の5地先から同郡同町大字同字同18番地先まで	令和元年7月26日

## ◎群馬県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	406号	吾妻郡東吾妻町大字大戸字廻り目3393番の1地先から同郡同町大字同字同3391番の3地先まで	令和元年7月26日

## ◎群馬県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において

一般の縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	沼田水上線	利根郡みなかみ町小仁田字乾田715番の2地先から同郡同町同字同480番地先まで	令和元年7月26日

◎群馬県告示第87号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間
県道	足利伊勢崎線	伊勢崎市大手町12番の38地先から同市同町17番の2地先までの上下線
県道	伊勢崎停車場線	伊勢崎市大手町12番の38地先から同市同町22番の1地先までの上下線

◎群馬県告示第88号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示(平成18年群馬県告示第245号)の一部を次のように改正し、令和元年7月31日から施行する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

1の表一般国道353号の項に次のように加える。

渋川市白井2367番の1地先から同市北牧4番の24地先まで
-------------------------------

1の表県道佐野太田線の項の次に次のように加える。

県道佐野太田線	高崎市倉賀野町2681番地先から同市同町2681番内まで
---------	------------------------------

1の表県道古戸館林線の項に次のように加える。

--

邑楽郡大泉町大字仙石 2 2 4 4 番の 2 0 地先から同郡同町大字古海 6 4 7 番の 7 地先まで

2 中「平成 3 1 年 4 月 1 日」を「令和元年 7 月 3 1 日」に改める。

◎群馬県告示第 8 9 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年 7 月 2 6 日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 1 2 2 号	太田市只上町 5 7 8 番の 1 地先から同市東今泉町 4 8 8 番の 2 地先まで
一般国道 1 4 5 号	吾妻郡中之条町大字伊勢町 8 3 6 番地先から同郡同町大字同 6 2 9 番の 3 地先まで
一般国道 3 5 3 号	渋川市白井 2 3 6 7 番の 1 地先から吾妻郡中之条町大字伊勢町 6 2 9 番の 3 地先まで
	吾妻郡中之条町大字伊勢町 8 3 6 番地先から同郡同町大字中之条町 9 3 1 番の 1 地先まで
一般国道 3 5 4 号	伊勢崎市境三ツ木字越戸 8 6 番 4 地先から館林市羽附旭町 4 1 9 番の 2 地先まで
一般国道 4 0 7 号	太田市西矢島町 5 7 8 番の 4 地先から同市南矢島町 9 2 8 番の 1 地先まで
県道前橋長瀨線	藤岡市中島 4 5 0 番の 1 地先から同市中 1 1 2 2 番の 1 地先まで
県道足利伊勢崎線	伊勢崎市三室町 6 2 2 0 番地先から同市日乃出町 8 2 0 番の 2 地先まで
県道綿貫倉賀野停車場線	高崎市倉賀野町 2 6 8 1 番地先から同市同町 2 6 8 1 番内まで
県道古戸館林線	邑楽郡大泉町大字仙石 2 2 4 4 番の 2 0 地先から同郡同町大字古海 6 4 7 番の 7 地先まで
	邑楽郡千代田町大字赤岩 3 1 0 7 番の 3 地先から同郡邑楽町大字赤堀 2 1 8 4 番の 1 地先まで

2 指定する期日 令和元年 7 月 3 1 日

3 橋等の通行方法 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 5 条第 3 項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更

に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年7月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人手をつなごう
- 3 代表者の氏名 田中志子
- 4 主たる事務所の所在地 沼田市久屋原町340番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者に関する研修と調査を行い、高齢者、障害者に対する理解を深め、高齢者、障害者、誰もが地域で生きがいをもって安心して暮らしつづけることのできる福祉のまちづくり、人権擁護及び社会参加、地域連携と協働、その他必要な事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年7月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポート群馬
- 3 代表者の氏名 亀井博
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市野町54番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域の人達に対して、高齢者の生活支援・情報提供などの事業を行い、健康で明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年7月26日

群馬県知事 大澤 正 明





	経理区分	短期	金保険	年金	長期	預託金管理	託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
取 入	負担金	6,122,390	17,352,851	903,632	196,694			249,235	230,151			
	掛金(組合員保険料)	6,206,692	10,928,376	903,622					224,874			
	組合員貸付金利息										35,719	
	利息及び配当金	583				14,603	2,961	132	120	1,276,914		16,382
	その他収入	805,674						112,499	22,072	27,757	288	3,645
	他経理からの繰入金							25,805				
	前年度繰越支払準備金	823,418										
	計	13,958,757	28,281,227	1,807,254	196,694	14,603	2,961	387,671	477,217	1,304,671	36,007	20,027
支 出	給付金	5,591,914										
	役員給与							139,364	16,660	23,964	23,855	
	厚生費							222	418,624	39	30	
	特定健康診査等費								14,759			
	旅費・事務費							21,683	4,156	4,095	1,773	766
	委託費							15,588	5,694	820	1,437	1,605
	支払利息					14,603	2,961			1,379,897	5,933	12,090
	退職者給付拠出金	26,005										
	前期高齢者納付金	2,893,322										
	後期高齢者支援金	2,564,032										
	病床転換支援金	13										
	介護納付金	1,129,130										
	連合会払込金	160,596									2,806	
	連合会拠出金	456,491										
	負担金払込金		17,352,851	903,632	196,694							
	掛金(組合員保険料)払込金		10,928,376	903,622								
	他経理へ繰入金	25,805										
その他支出	4,697						196,720	18,955	9,294	10,961	1,898	
次年度繰越支払準備金	834,566											
計	13,686,571	28,281,227	1,807,254	196,694	14,603	2,961	373,577	478,848	1,418,109	46,795	16,359	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	272,186	0	0	0	0	0	14,094	△1,631	△113,438	△10,788	3,668	



別表第 3 市道 H 9 2 6 号線の項の次に次のように加える。

市道太田庄屋町 西矢島 2 4 2 号 線	群馬県太田市庄屋町 1 番地 1 から群馬県太田市庄屋町 1 番地 1 まで
市道太田西新町 4 6 3 号線	群馬県太田市西新町 1 6 5 番地から群馬県太田市西新町 1 2 7 番地 5 まで
市道太田西新町 4 6 4 号線	群馬県太田市西新町 5 5 番地から群馬県太田市西新町 1 2 5 番地 7 まで
市道太田西新町 4 6 5 号線	群馬県太田市西新町 1 3 5 番地 9 から群馬県太田市西新町 1 3 5 番地 1 まで
市道 (東) 3 - 1 1 0 号線	群馬県伊勢崎市三室町 6 2 0 1 番地 2 から群馬県伊勢崎市日乃出町 7 0 1 番地 8 まで

別表第 3 町道 1 - 6 号線の項の次に次のように加える。

町道 1 - 7 号線	群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 0 7 番地 1 から群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 0 7 番地 1 まで
-------------	--

別表第 3 町道 2 - 3 0 号線の項の次に次のように加える。

町道 2 - 3 2 号 線	群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 0 7 番地 1 から群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 0 7 1 番地 8 4 まで
町道 2 - 1 0 1 号線	群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 2 7 1 4 番地から群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 2 7 1 6 番地 1 まで

別表第 3 に次のように加える。

7 ブロック町道 1 0 3 号線	群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 0 4 番地 1 から群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 0 4 番地 1 まで
9 ブロック町道 1 4 号線	群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 1 5 番地 3 から群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 1 6 番地 1 まで
9 ブロック町道 2 1 号線	群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 2 1 番地 8 から群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 1 2 2 1 番地 2 0 まで
町道 1 5 - 7 1 号線	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚字八丁 5 4 番地 1 から群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚字八丁 5 4 番地 1 まで

#### 附 則

この規則は、令和元年 7 月 3 1 日から施行する。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3

号) の適用を受けるものである。

令和元年 7 月 26 日

群馬県立小児医療センター院長 外 松 学

### 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 動画ネットワークシステム 一式 (メーカー保証期間を除く 4 年間の保守を含む。)
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和元年 1 月 30 日 (土)
- (4) 納入場所 群馬県立小児医療センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則 (平成 3 年群馬県規則第 18 号。以下「規則」という。) 第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された平成 30・31 年度物件等購入契約資格者名簿 (以下「資格者名簿」という。) に記載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に記載されていない者については、規則第 190 条の 2 の規定により、令和元年 8 月 14 日 (水) までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月 27 日 (火) 午後 5 時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立小児医療センター事務局経営課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、更生手続開始又は再生手続開始 (以下「手続開始」という。) の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。) が、暴力団等 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。) でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品について、納入実績があること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒377-8577 群馬県渋川市北橘町下箱田 779 番地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 田村英昭 電話 0279-52

－ 3 5 5 1

(2) 入札説明書の交付方法 令和元年7月26日(金)から同年8月15日(木)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和元年8月28日(水)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和元年8月21日(水)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「動画ネットワークシステム入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年9月4日(水)午前10時 群馬県立小児医療センター 実習棟会議室1(郵送による場合は、書留郵便とし、同月3日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立小児医療センター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「動画ネットワークシステム入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Sotomatsu Manabu, Director of the Gunma Children's Medical Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: Cardiology Picture Archiving and Communication Systems, 1 set (includes a 4-year maintenance warranty in addition to manufacturer's guarantee)

(3) Delivery period: by November 30, 2019

(4) Delivery place: Gunma Children's Medical Center

(5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, July 26, 2019 through Thursday, August 15, 2019, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m.

- to 5:00 p.m., at the location noted below (8)
- (6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Wednesday, August 21, 2019 at 5:00 p.m.
- (7) Time-limit for tender: Wednesday, September 4, 2019 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Tuesday, September 3, 2019 at 5:00 p.m.)
- (8) Contact point for the notice: Tamura Hideaki, Management Office of the Gunma Children's Medical Center, 779 Shimohakoda, Hokkitsu-machi, Shibukawa-shi, Gunma-ken, 377-8577, Japan, TEL 0279-52-3551(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年7月26日

群馬県警察本部長 松坂規生

#### 1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量 GP-WAN通信機器賃借 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和2年3月1日(日)から令和7年9月30日(火)まで
- (4) 借入場所 群馬県警察本部ほか(詳細は、入札説明書による。)
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年8月13日(火)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月23日(金)午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2216及び2217

(2) 入札説明書の交付方法 令和元年7月26日(金)から同年8月13日(火)までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和元年8月29日(木)までに入札参加資格確認結果通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和元年8月23日(金)午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「G P - W A N 通信機器賃借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年9月4日(水)午前11時 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月3日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「G P - W A N 通信機器賃借入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Norio Matsuzaka, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Lease of the Communications Equipment, 1 set

(3) Rent period: From March 1, 2020 through September 30, 2025

(4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken

(5) Dates of issue for tender documents: From July 26 through August 13, 2019, from 9:00 a.m. to 5:00 p.m.

Note: Closed holidays which are stipulated by Article 1 of the regulations concerning Gunma Prefectural holidays.

(6) Bidding deadline: September 4, 2019 at 11:00 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than September 3, 2019 at 5:00 p.m.)

(7) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110 (ext. 2216 and 2217) (Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---